

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
4K6Z13C00300		4L9Z1AG0150 0001						
品名 または 件名								
情報戦の事例に関する調査分析及びSNSにおける情報戦対応能力向上のための教育訓練								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
現地								
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
				令和7年3月31日（月）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和6年12月18日（水）11時30分 中央会計隊入札室（E－1棟 6F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札に関する条件

ア 仕様書2. 2. 3 資格要件等については令和6年12月13日17時までに下記の承認先、
陸上幕僚監部指揮通信システム情報部情報課の承認を得るものとする。
その後、承認を得た業者のみに対し
「情報戦の事例に関する調査分析及びSNSにおける情報戦対応能力向上のための教育訓練・別冊」を
承認先と調整した後、交付する。
なお、別冊については入札時に回収するものとする。
承認先：陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部 情報課 松永 (TEL:03-3268-3111 内線40449)

(2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。
契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

(4) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はFAX可）
- カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。
- キ その他の項目については別紙による。
- ク 不明事項等の問い合わせ先

中央会計隊契約科第3班 当銘（とうめ） (TEL：03-3268-3111内線47555)
(FAX：03-5269-5135(直通))

仕様書に関する問い合わせ先

陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部 情報課 松永 (TEL：03-3268-3111内線40449)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合。

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	情報戦の事例に関する調査分析及びSNSにおける情報戦対応能力向上のための教育訓練	陸幕指通-C-Z-000135	
		大 臣 承 認	令和 年 月 日
		作 成	令和 6年11月27日
		改 正	令和 年 月 日
		作 成	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部情報課

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、情報戦の事例に関する調査分析及びSNSにおける情報戦対応能力向上のための教育訓練について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は、表1による。

表1ー用語の定義

番号	用語	定義
1	SNS（ソーシャルネットワーク）	インターネットを通じて個人がプロフィールを作成し、他のユーザーと交流できるプラットフォームを指す。ユーザーは、メッセージの送受信、写真や動画の共有、情報の交換などを行うことができる。Facebook、X（旧）Twitter、Instagramなどが代表的な例である。
2	SNS上の情報戦	SNS上の情報戦は、ソーシャルネットワークを使用して、特定の意見や情報を広めるために誤情報やプロパガンダを散布し、公衆の意見を操作する戦略である。この戦略には、影響力のあるアカウントや自動化されたボットを活用し、意見形成に影響することが含まれる。
3	ナラティブ	特定のテーマや視点に基づいて一貫したストーリーやメッセージを形成し、ユーザー間で共有・拡散される言説や文脈を指す。これにより、意見や感情が形作られ、特定の出来事や問題に対する共通の理解や反応が生まれる。ナラティブは、個人や集団、時に組織的に形成され、多くの場合、政治的・社会的な影響を与えることを目的としている。
4	OSINT	公に入手可能な情報源から収集・分析されたインテリジェンスを指し、新聞、ウェブサイト、SNS、公開記録など、多様なオープンソース情報を用いて、状況判断や意思決定に役立つ情報を提供する手法である。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をな

すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.3.1 引用文書

著作権法[昭和 45 年法律第 48 号]

行政機関の保有する情報の公開に関する法律[平成 11 年法律第 42 号]

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）（防防調第 4 6 0 8 号。1 9 . 4 . 2 7）

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第 1 3 7 号。令和 4 年 3 月 3 1 日。以下，“情報セキュリティ通達”という。）

1.3.2 関連文書

知的財産基本法[平成 14 年法律第 122 号]

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律[平成 15 年法律第 58 号]

情報保証に関する訓令[平成 19 年防衛省訓令第 160 号]

1.4 別冊

情報戦の事例に関する調査分析及び SNS における情報戦対応能力向上のための教育訓練・別冊

2. 本役務に関する要求

2.1 全般

本役務は SNS 上における偽情報等を活用する情報戦に対し、陸上自衛隊が対応力を強化し、情報収集・分析及び対策の効果を最大化するための能力開発を目的とする。

2.2 役務内容等

2.2.1 情報戦の事例に関する調査分析

教育訓練の実施に先立ち、契約相手方は陸上自衛隊が指定する過去の情報戦等に関する調査を行い、報告書を作成し、官側の事前確認を得た後、提出するものとする。

具体的な調査内容については陸上自衛隊と調整のうえ決定するが、別冊に示す項目については調査対象とすること。

2.2.2 教育訓練

a) 実施時期

令和 7 年 3 月 1 7 日から 3 月 3 1 日までのうち 2 日間とし、細部は調整によるものとする。

b) 実施対象

集合教育参加者等（最大 3 0 名）とする。

c) 教育実習場所

東京 2 3 区内の施設において契約相手方が準備する場所

d) 教材

契約相手方は、2.2.2 g) に定める実習の実施に必要なテキスト、マニュアル、端末、ネットワーク環境等、役務に必要な機器類を準備及び撤収をするものとする。また、本教育訓練はオープンソースツール及び商用の専門ツールを併用して教育を実施するものであり、商用ツールとしては別冊に示すツール及びその他のこの領域に特化したツールのライセンスを教育訓練用に官側が必要とする数を用意すること。

e) 実習環境は、次によるものとする。

- 1) 教育訓練参加者 1 人 1 台以上の実習用 P C 端末を利用できること。
- 2) 実習用 P C には必要なツール類がインストールされていること。
- 3) 講師等は実習の進捗状況をリアルタイムに把握でき、進捗状況や実習状況に応じて、指示等を

与えられるものとする。

- 4) 役務作業で作成した教材等の取扱いについては、別途取り決めるものとする。

f) 教育訓練の録画データの提供

本教育訓練の講義については録画データとして保存し、教育訓練終了後に提供すること。陸上自衛隊内部での利用に制限されることを前提に、この録画データの利用権は陸上自衛隊に帰属するものとする。

g) 教育訓練内容

別冊に示すものとし、細部は調整によるものとする。

2.2.3 資格要件等

- a) 契約相手方は、ISO/IEC27001 に基づく情報セキュリティ体制を保持していること。
b) 契約相手方は、SNS 上の情報戦に関する知見を有し、本教育訓練の関連テーマ、例えば日本を標的とする情報戦の実態等に関するレポートを発行していること。
c) 講師は、日本国籍を有する者であり、教育訓練は日本語で提供されること。
d) 講師は、別冊に示す商用ツールを業務で定常的に利用し精通していること。
e) 講師は、本役務と同様のトレーニングを過去3年以内に官公庁向けに実施した経験を有している者を少なくとも1名は含むこと。

3. その他の指示

3.1 提出書類

契約相手方は、表2に示す書類を官に提出するものとする。

なお、提出書類は適宜分冊してよいものとする。

表2-提出書類

番号	名 称	数量	提出時期	提出場所	備 考
1	実施計画書	1 部	契約後速やかに	別途調整	電子媒体 1 部 (DVD-R (追記不可能なもの)) Word 版 : Microsoft Word で作成 (docx 形式) 又は PowerPoint 版 : Microsoft Power Point で作成 (pptx 型式) PDF 版 : PDF
2	教材	1 部	納期まで		電子媒体 1 部 (DVD-R (追記不可能なもの)) PowerPoint 版 : Microsoft Power Point で作成 (pptx 型式) PDF 版 : PDF
3	役務結果報告書	1 部	納期まで		形式
4	教育訓練録画データ	1 部	納期まで		電子媒体 1 部 (DVD-R (追記不可能なもの)) MP4 等の動画のファイル形式

3.2 情報保全

情報等の取扱いについては、官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親

会社、地域統括会社、ブロード・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監督等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知するものとする。

3.3 秘密の保全

契約の相手方は、別冊「注意」の内容の取扱いは、**取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）**の規定に基づき、その取扱いには万全の注意を払わなければならない。

3.4 著作権その他の権利

著作権法に規定された著作権及びその他の権利は、次による。

- a) 契約の相手方は、本調査研究に際し、第三者の著作権その他の知的財産を含む権利（以下、“著作権等”という。）を侵害することがないように必要な措置を講ずるものとする。
- b) 提出書類又はA・I生成物が第三者の権利を侵害するものであるとして、第三者から何らかの訴え、異議、請求等の紛争が提起された場合、契約の相手方は、直ちにこれを官側に通知するものとする。同紛争について、契約の相手方は、官側の指示がある場合には当該指示に従ったうえ、契約の相手方の責任と費用（訴訟費用、弁護士その他専門家にかかる費用等を含むが、これに限られない。本項において以下同じ。）負担によりこれを解決し、第三者に対しその損害を賠償しなければならない。官側は、同紛争について、一切、その責任を負わないものとし、万一、官側が費用を支出し又は第三者に対し何らかの金員を支払った場合には、契約の相手方は、官側に対し、当該金員を支払うものとする。
- c) 本調査研究において創作され提出書類となる著作物において、著作権等が発生する場合、その権利は次によるものとする。ただし、官側は、提出された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲で、翻案、翻訳、複製及び貸与（以下、“貸与等”という。）することができる。
 - 1) 契約の相手方又は第三者（以下、“契約の相手方等”という。）が従来から有していた著作権等（修正分を含む。）は、契約の相手方等に留保されるものとする。ただし、官側は、官の用に供する目的で、これら著作物を契約の相手方の同意の下、第三者に貸与等を許諾することができる。この場合、契約の相手方は、正当な理由がない限り同意を拒まないものとする。
 - 2) 本調査研究において新たに契約の相手方が著作し作成した提出書類の著作権等は、官側に譲渡するものとする。
 - 3) 契約の相手方は、提出書類の納入に際し、3.4 c) 1) 及び 2) の区分を明記した資料を添付するものとする。
 - 4) 契約の相手方は、官側の指定する第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。
- d) 提出書類に**行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第二号に該当する情報**を記載する場合には、その都度その該当部分を明示するとともに、その理由を記載するものとする。

3.5 仕様書に対する疑義

この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

入 札 書

調 達 要 求 番 号	4L9Z1AG0150	契約実施計画番号	4K6Z13C00300
-------------	-------------	----------	--------------

金額 円

(税抜)

品 名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額(税抜)
情報戦の事例に関する調査分析及びSNSにおける情報戦対応能力向上のための教育訓練	仕様書のとおり	1	ST		
納入(履行)場所	現地		納入期限(工期)	令和7年3月31日	
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 6 年 12 月 18 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 宮 内 修 嗣 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連絡先

委任状（入札等）

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣 殿

住 所：

会 社 名：

代表者名：

担当者名：

連 絡 先：

令和6年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者